

○大隅肝属広域事務組合職員の賞罰に関する規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第7号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の賞罰に関する規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の賞罰について必要な事項を定めるものとする。

（職員の意義）

第2条 この規程で「職員」とは、大隅肝属広域事務組合定数条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第11号）第2条に規定する管理者の事務部局に勤務する職員をいう。

（表彰）

第3条 職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理者はこれを表彰することができる。

- (1) 組合の行政事務運営上著しい功績があったもの
- (2) 勤務成績が特に優秀なもの
- (3) 災害の未然防止その他災害に関し功績があったもの
- (4) その他特に他の模範となる行為のあったもの

2 前項に定めるもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、永年勤続者として管理者はこれを表彰することができる。

- (1) 引き続き本組合の職員として勤務した期間が、満20年になり、かつ、その勤務成績が良好な者
- (2) 引き続き本組合の職員として勤務した期間が、満30年になり、かつ、その勤務成績が良好な者

3 本組合に編入せられた市町の職員で、引き続き本組合の職員となつた者の従前の市町に勤務した期間は、これを通算する。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 表彰状の授与及び大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年条例第21号）に定める昇給
- (3) その他必要と認める方法

（懲戒）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により、懲戒処分することができる。

- (1) 法令、組合の条例、規則及び訓令に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(訓告処分)

第6条 管理者は、前条の処分について、その事案が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、口頭により、又は文書を交付して訓告処分を行うことができる。

(賞罰審査委員会の設置)

第7条 第3条から前条までの規定に該当する事項について審査し、その決定に公正を期するため賞罰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者をもって充てる。

3 委員は、事務局長、総務介護課長及びその他必要な職員をもって充てる。

(職務)

第9条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第11条 委員長及び委員は、自己又は親族に関する事案の審査に参加することができない。

(関係者の出頭等)

第12条 委員長は、審査のため必要があるときは、関係者の出頭を求め、あるいは文書により意見を求めることができる。

(審査結果の報告)

第13条 委員長は、賞罰の種別、程度その他必要と認める事項について、委員会の審査の結果を文書で管理者に報告しなければならない。

(賞罰の手續)

第14条 事務局長は、第3条（同条第2項を除く。）、第5条及び第6条に該当する職員があると認めるときは、別記様式により管理者に上申するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第14条関係）

その1

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

事務局長 氏 名 印

表 彰 内 申 書

次の者の表彰願いたいので、内申します。

課	職	氏名
表彰理由（表彰事項を証するものがあるときは、添付すること。）		
本 籍		
現住所		
略 歴		
勤 務 の 状 況	賞 罰 の 状 況	家 庭 の 状 況

その2

報告書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

事務局長 氏 名 印

次の者の規律違反（又は〇〇〇）につき次のとおり報告します。

係勤務

職 氏 名

- 1 規律違反発覚の端緒
- 2 規律違反の年月日及び場所
- 3 規律違反の内容
- 4 添付書類（別紙のとおり）
 - (1) 証拠
 - (2) 身上調査書

備考 この報告書に、その3の身上調査書及び次に掲げる証拠書類を添付すること。

- 1 本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書とする。
- 2 関係人の聴取書、又は陳述書
- 3 その他の証拠

その3

身上調査書

- 1 採用年月日
- 2 生年月日
- 3 現住所
- 4 給料
- 5 学歴
- 6 家族の状況
- 7 既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由
- 8 勤務及び成績の良否
- 9 平素の行状
- 10 部内、又は社会の反響
- 11 その他処分を加重、又は軽減すべき事項
- 12 処分に対する意見

年 月 日

事務局長 氏 名

印